

改正

平成21年1月1日規則第1号

令和4年2月1日規則第19号

岩国市都市計画審議会条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、岩国市都市計画審議会条例（平成18年条例第227号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 条例第3条第2項各号に掲げる委員は、次のとおり選出する。

委員の構成	定員25人以内
知識経験者	9人以内
市議会議員	5人以内
関係行政機関の職員	3人以内
市民	8人以内

(会長の選挙)

**第3条** 条例第6条第2項の規定による会長の選挙は、委員の単記無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、最多数を得た者が2人以上あるときは、くじで当選人を定める。

2 前項の選挙について、委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。この場合において、被指名人を当選人と定めるべきかどうかを審議会の会議（以下「会議」という。）に諮り、委員の全員の同意があったときは、当該被指名人を当選人とする。

(会議の招集)

**第4条** 会長は、会議を招集しようとするときは、会議の日の5日前までに会議の日時、場所及び議案を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。ただし、会長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(欠席)

**第5条** 前条の通知を受けた委員、臨時委員又は専門委員が、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出なければならない。

(代理出席)

**第6条** 条例第3条第2項第3号の委員又は条例第5条の臨時委員（行政機関又はこれに類する機関の職員である者に限る。）がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出た上で、当該委員又は臨時委員の所属する行政機関又はこれに類する機関職員を代理者として出席させることができる。

2 前項の代理者は、議事に参与し、議決に加わることができる。

(議事日程)

**第7条** 議長は、議案の審議順序その他必要な事項を記載した議事日程を作成し、会議に

出席した委員、臨時委員及び専門委員に配布するものとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。  
(議事の順序)

**第8条** 議事は、原則として次の順序により行うものとする。

- (1) 議題の宣言
  - (2) 議案の説明
  - (3) 質疑応答
  - (4) 討論
  - (5) 採決
- (専門委員)

**第9条** 専門委員は、会議に出席し、議長の許可を得て、又は議長の求めに応じて、意見を述べ、又は説明することができる。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席)

**第10条** 議長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(幹事)

**第11条** 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(会議の公開)

**第12条** 会議は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、会議の決議により非公開とすることができる。

(議事録)

**第13条** 会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名の上、保存するものとする。

(補則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成21年1月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。